

## 平成22年第5回 上天草市議会定例会 議案概要

議 案 名	担当課等 電話番号 内線番号	概 要
専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	総務課 0964-56-1111 内線1231	車両破損事故に関する和解及び損害賠償額を決定したことの承認を求めるものです。
上天草市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務課 0964-56-1111 内線1231	人事院の国会及び内閣に対する職員給与の改定に関する勧告に伴い、上天草市においても、平成22年12月1日から、中高年齢層(40歳以上)職員の給料月額引下げ、及びボーナスの支給月数の削減など、所要の改正をおこなうものです。
上天草市カントリーパーク花海好条例の制定について	都市整備課 0969-56-1111 内線2212	カントリーパーク花海好公園は、上天草市都市公園条例に基づき運用してきたものを特定地区公園としての設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものです。
上天草市学校教育施設整備基金条例の制定について	学務課 0969-56-1111 内線2303	学校教育施設を跡地利用するためには、この基金を設定し、国庫補助金を整理する必要があるため、条例を制定するものです。
上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育課 0969-56-0777	上天草市大矢野自然休養村管理センターの使用料を他同等施設との均衡を図るため、改正するものです。
上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	社会教育課 0969-56-0777	上天草市姫戸公民館を姫浦公民館及び二間戸公民館に分割すること等により、改正するものです。

平成22年度上天草市一般会計補正予算(第4号)	<p>財政課 0964-56-1111 内線1239</p>	<p>緊急な施策の必要性により、主なものとして、障害者支援の充実を図る障害者自立支援事業の給付費の増額等により5千4百万円、生活環境の充実を図る道路整備事業1億5百万円、教育環境の整備を図る特別支援学級に係る施設整備事業等9百万円、不測の事態に備える財政調整基金等の積立6億円など総額10億5千6百万円の増額補正予算を計上するものです。</p>
平成22年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	<p>保健課 0969-56-1111 内線2112</p>	<p>国保電算システム改修費及び国庫支出金等返還金の補正に伴い、2,348万円を増額し、歳入歳出それぞれ50億9,417万円とするものです。(予算総額は、前年度同期比1億1,349万円の増となります。) 歳入は、療養給付費交付金2,070万円、第三者納付金277万円など。 歳出は、国保電算システム改修費128万円、国庫支出金等返還金4,756万円、予備費マイナス2,586万円など。</p>
平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算(第2号)	<p>保健課 0969-56-1111 内線2112</p>	<p>診療報酬の再請求に伴い、65万円を増額し、歳入歳出それぞれ554万円とするものです。(予算総額は、前年度同期比2,416万円の減となります。) 歳入は、医療報酬返納金65万円。 歳出は、医療給付費74万円、予備費マイナス9万円など。</p>
平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)	<p>保健課 0969-56-1111 内線2112</p>	<p>歯科診療報酬の増に伴い、207万円を増額し、歳入歳出それぞれ7,806万円とするものです。(予算総額は、前年度同期比743万円の増となります。) 歳入は、事業収入203万円、特定健診収入2万円など。 歳出は、歯科診療委託料203万円、予備費4万円など。</p>
平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)	<p>高齢者ふれあい課 0969-56-1111 内線2130</p>	<p>主な歳入は国庫支出金です。歳出は、居宅サービス増による給付費への計上4,889万円、介護予防のための地域支援事業費への計上167万円が主なもので、予備費1,023万円の減額により補正額は4,380万円の増額となり、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ29億3,131万円とするものです。</p>
平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)	<p>環境衛生課 0964-56-1111 内線1134</p>	<p>斎場の改修工事に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出35,529千円とするものです。</p>

平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	都市整備課 0969-56-1111 内線2212	現予算333,692千円に補正額3,388千円を減額し、330,304千円とするものです。補正額の主なものは、起債償還元金及び利子分の算定修正による3,899千円を減額するものです。
平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算(第2号)	建設課 0969-56-1111 内線2202	物揚場造成事業に伴う起債償還元金に充当予定の阿村港物揚場占用料(△732千円)が減額となったため、一般会計から充当予定の繰入金(732千円)を増額するものです。
平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	保健課 0969-56-1111 内線2112	特別徴収保険料の決定に伴い、収入科目の組み替えを行うものです。(予算総額の変更はありません。)歳入は、現年度分特別徴収保険料1,846万円、現年度分普通徴収保険料マイナス1,846万円。歳出の予算計上はありません。
平成22年度上天草市水道事業会計補正予算(第2号)	水道局 0969-58-2111 内線3100	水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について436万円を増額するものです。収益では給水収益が250万円の減額、他会計補助金が686万円の増額です。また、支出では営業費用で814万円の減額、営業外費用で250万円の減額、特別損失で1,500万円の増額です。同じく4条に定めた資本的収入及び支出について、収入では企業債3億800万円を増額し、支出では建設改良費で1億9万円を増額し、企業債、過疎債の償還で203万円を増額するものです。同じく5条で定めた継続費については総額10億円を13億600万円に改めるものです。
平成22年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第1号)	病院 0969-62-1122 内線5246	教良木診療所の嘱託職員退職に伴い、病院より事務職員が異動したため病院会計医業費用を減額し、教良木診療所事業費用を増額するものです。また、収入の医業外収益、負担金交付金として子供手当分6,480千円を一般会計より繰入れるものです。
財産の無償貸付けについて	企業誘致課 0964-56-1111 内線1247	本年3月末をもって閉校した樋合小学校跡地を、3年間の期限付きで進出企業に対し無償貸付けを行うものです。

指定管理者の指定について (上天草物産館さんぱーる)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草物産館さんぱーるの指定管理者(パライゾ上天草株式会社)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。
指定管理者の指定について (上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」の指定管理者(あまくさ海洋レジャーパーク)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。
指定管理者の指定について (上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台の指定管理者(NPO法人天草元気工房)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。
指定管理者の指定について (上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園の指定管理者(ひとつくりくまもとネット・三勢・祐和會共同体)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。
指定管理者の指定について (上天草市姫戸白嶽森林公園)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草市姫戸白嶽森林公園の指定管理者(株式会社碓電設)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。
指定管理者の指定について (上天草市大矢野自然休養村管理センター)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草市大矢野自然休養村管理センターの指定管理者(休養村管理団体)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間です。
指定管理者の指定について (上天草市大矢野総合スポーツ公園)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草市大矢野総合スポーツ公園の指定管理者(上天草スポーツクラブドリームズ)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。
指定管理者の指定について (上天草市松島総合運動公園)	総務課 0964-56-1111 内線1246	上天草市松島総合運動公園の指定管理者(三勢・ひとつくりくまもとネット・祐和會共同体)を指定するものです。指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間です。